



# 横浜市立森の台小学校 P T A規約

昭和 23 年 5 月 制定

中略

移転・新設・校名変更に伴い校名変更

平成 15 年 3 月 5 日 第六次改正

平成 19 年 4 月 23 日 実行委員会改正

平成 20 年 2 月 22 日 実行委員会改正

平成 21 年 3 月 5 日 総会改正

平成 21 年 5 月 12 日 総会改正

平成 23 年 5 月 10 日 総会改正

平成 25 年 5 月 14 日 総会改正

平成 26 年 3 月 11 日 総会訂正

平成 27 年 3 月 6 日 総会改正

令和 5 年 6 月 19 日 総会改正

令和 6 年 3 月 13 日 総会改正

## 第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は、横浜市立森の台小学校 P T A と称し、事務局を森の台小学校に置く。

## 第 2 章 目的

第 2 条 本会は、次のことを目的とする。

1. 保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における児童の健やかな成長を助ける。
2. 会員相互の親睦と理解を深め、教養の向上につとめる。

## 第 3 章 方針

第 3 条 本会の活動は次の方針をふまえて行う。

1. 学校教育を建設的に支援し、児童の教育や福祉に協力する。
2. 自主独立のものであって、どのような団体の干渉も受けない。
3. 運営に関しては、学校と互いにその立場を尊重し合う。

## 第 4 章 会員

第 4 条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、本校に勤務する職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第 5 章 会計

第 5 条 本会の活動に必要な経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

第 6 条 本会の会費は、一世帯当たり月額 300 円とする。

第 7 条 本会の資産は、第 2 章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第 8 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 役員・顧問・会計監査委員

第 9 条 本会の役員は、次の通りとする。

1. 会 長 1 名 (保護者)
2. 副会長 3 名 (保護者)
3. 書 記 3 名 (保護者 2 名、教職員 1 名)
4. 会 計 3 名 (保護者 2 名、教職員 1 名)

第 10 条 本会は、顧問を置くことができる。学校長を顧問とする。

- 第 11 条 役員の任務は次の通りとする。
1. 会長は、本会を代表し、総会・役員会・実行委員会等本会の全ての会議を招集する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は代理をつとめる。
  3. 書記は、総会並びに実行委員会の議事を記録し、各種の会合について通知する。
  4. 会計は、本会の全ての金銭の収支を正確に記帳し、総会において会計監査を経た決算報告をする。

第 12 条 役員・顧問は、必要に応じ役員会を開き、会の運営について協議する。

第 13 条 本会には会計監査委員会を置き、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

1. 会計監査委員会の委員は、2 名（保護者）とする。
2. 会計監査委員は、役員・実行委員・校外指導実行委員経験者が望ましい。

第 14 条 役員及び会計監査委員の任期は 1 年とする。

但し、役員及び会計監査委員が任期中にやむを得ない諸事情で職責を果たせなくなった場合該当役員からの申し出を実行委員会で承認することにより解任し、代わりに実行委員会にて承認を得た者を役員とすることが出来る。

任期は年度末とし、再選することができる。

（※諸事情とは・・・引越し・介護・入院療養等）

第 15 条 役員及び会計監査委員の選出は次の通り行う。

1. 役員及び会計監査委員の候補者は、役員及び会計監査委員候補者推薦委員会により指名される。
2. 役員及び会計監査委員の候補者は、総会において、承認を必要とする。

## 第 7 章 役員及び会計監査委員候補者推薦委員会(以下推薦委員会)

第 16 条 推薦委員会は次の 12 名で構成し、原則として学年代表より委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 2 名を選出する。

なお、任務は役員及び会計監査委員が、年度末総会において承認された時点で終了とする。

1. 1～5 年の各学年の保護者より 2 名の、学年代表 10 名
2. 教職員より選出された 2 名

第 17 条 推薦委員会の委員の氏名は、印刷物をもって公表する。

第 18 条 推薦委員会は、役員及び会計監査委員の候補者を推薦し、総会の前に、あらかじめ全会員に印刷物をもって通知する。ただし、全会員に通知する前に、被推薦者の同意を得なければならない。

## 第 8 章 総会

第 19 条 総会は、全会員によって構成される本会の最高議決機関である。

第 20 条 総会は、毎年 2 回の定期総会を開催し、次の事項を審議する。

- 年度始め総会
1. 事業報告及び決算報告に関する件
  2. 事業計画及び予算案に関する件
  3. その他の事項

- 年度末紙面総会
1. 新年度役員等に関する件
  2. その他の事項

第 21 条 総会の定足数は、会員の 5 分の 1（委任状を含む）とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 22 条 会長は、実行委員会が必要と認めた場合、又は、会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合は、臨時総会を召集しなくてはならない。

## 第 9 章 実行委員会

第 23 条 実行委員会は、役員・各委員会の正副委員長・顧問によって構成する。会計監査委員は、役員・実行委員に含まれない。

第 24 条 実行委員会は、毎月 1 回開催し、委員の過半数の出席をもって成立する。また、決議には、委員の過半数の同意を必要とする。

第 25 条 実行委員会は、次の事項を審議する。

1. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
2. 総会に提案する事項について審議検討する。
3. 常任委員会の委員並びに正副委員長の確認をする。
4. 推薦委員会の確認と新年度副会長・書記定数の決定をする。

5. 役員等に欠員が生じた場合にこれに補充する。ただし、会長欠員の場合には副会長の中より補充する。
6. 会員より委任された会務を処理する。
7. 特別委員会設置に関する事項について審議する。
8. その他、会の運営に関する事項について審議する。

## 第10章 常任委員会

第26条 本会には、常任委員会を置く。

・保健厚生委員会      ・広報委員会      ・ベルマーク委員会

第27条 常任委員会（保健厚生委員会・広報委員会・ベルマーク委員会）の委員は、次のように選出する。

1. 各委員は1～6年生の保護者より立候補により選出する。
2. 常任委員は兼務できない。

第28条 1. 保健厚生委員会・広報委員会・ベルマーク委員会の正副委員長は、委員の互選により選出される。  
2. 任期は1年とし、再任することができる。

第29条 常任委員会の任務は次の通りとする。

第30条 常任委員会は、いかなる事業計画についても実行委員会に諮らなければならない。

## 第11章 校外指導実行委員会の設置とその任務

- 第31条 1. 校外指導実行委員は新2年生から新6年生の保護者（各地区4名ずつ）より12名を立候補により選出し、任務は児童の校外生活の安全と指導につとめる。  
2. 校外指導実行委員会の代表は委員会の互選により選出される。

## 第12章 特別委員会

第32条 特別委員会は、実行委員会が必要に応じて設けることができる。いかなる事業計画についても実行委員会に諮らなければならない。

## 第13章 補足

第33条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。改正案は、総会の5日前までに会員に提示する。

第34条 本会の運営に関し細則が必要とする場合は、実行委員会の議決を経て定めることができる。ただし、実行委員会は、細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 各種委員選出に関する細則

平成 13 年 3 月 5 日	実行委員会制定
平成 15 年 2 月 14 日	実行委員会改正
平成 20 年 2 月 22 日	実行委員会改正
平成 21 年 3 月 5 日	実行委員会改正
平成 21 年 11 月 9 日	実行委員会改正
平成 23 年 2 月 14 日	実行委員会改正
平成 23 年 5 月 10 日	総会改正
平成 24 年 4 月 25 日	実行委員会改正
平成 26 年 3 月 11 日	実行委員会改正
平成 26 年 10 月 7 日	実行委員会改正
平成 27 年 2 月 12 日	実行委員会改正
令和元年 12 月 3 日	実行委員会改正
令和 5 年 9 月 21 日	実行委員会改正
令和 6 年 3 月 13 日	総会改正

### 《規約第 15 条に関連して》

役員及び会計監査委員の選出は次の通り行う。

1. 役員及び会計監査委員の候補者は、役員及び会計監査委員候補者推薦委員会により指名される。
2. 役員及び会計監査委員の候補者は、総会において、承認を必要とする。

(細則) ①一度、役員（会長・副会長・書記・会計）を経験した人は、その後の役員・委員選出を辞退できる。  
(ただし、登校班班長は除く)

②一度、役員（会長・副会長・書記・会計）を経験した人は、我が子の卒業式の際、希望者に対し一家族一席優先席を確保することができる。

二年以上、経験された保護者には、一家族二席優先席を確保することができる。

③役員（会長・副会長・書記・会計）は引き受けた年の運動会の昼休憩時に P T A 会議室を借用できる。

### 《規約第 16 条に関連して》

推薦委員会は次の 12 名で構成し、原則として学年代表より委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 2 名を選出する。  
なお、任務は役員及び会計監査委員が、年度末総会において承認された時点で終了とする。

1. 1～5 年の各学年の保護者より 2 名の、学年代表 10 名
2. 教職員より選出された 2 名

(細則) 正副委員長の選出に関しては、次にあてはまる人は辞退できる。

- ・ 1 人の子どもについて、3 回以上常任委員をした人
- ・ 役員・実行委員・校外指導実行委員・平成 23 年度以降推薦委員を経験した人
- ・ 第 1 子の 1 年生の保護者

### 《規約第 18 条に関連して》

推薦委員会は、役員及び会計監査委員の候補者を推薦し、総会の前に、あらかじめ全会員に印刷物をもって通知する。  
ただし、全会員に通知する前に、被推薦者の同意を得なければならない。

(細則) 役員及び会計監査委員の候補者の氏名を 1 週間から 10 日前に全会員に公示しなければならない。

### 《規約第 27 条に関連して》

常任委員会（保健厚生委員会・広報委員会・ベルマーク委員会）の委員は、次のように選出する。

1. 各委員は 1～6 年生の保護者より立候補により選出する。
2. 常任委員は兼務できない。

(細則) ①各委員会の 8 組からの選出には、配慮する。

②子ども 1 人につき、1 回以上は委員をするのが望ましい。

③会計監査委員と推薦委員も委員経験となる。

#### 《規約第 28 条に関連して》

1. 保健厚生委員会・広報委員会・ベルマーク委員会の正副委員長は、委員の互選により選出される。
2. 任期は1年とし、再任することができる。

- (細則) ①保健厚生委員会・広報委員会・ベルマーク委員会の委員長は、各1名とする。
- ②保健厚生委員会・広報委員会・ベルマーク委員会の副委員長は、各1名とする。
- ③次にあてはまる人は辞退できる。
- ・1人の子どもについて、3回以上常任委員をした人
  - ・役員・実行委員・校外指導実行委員・平成23年度以降推薦委員を経験した人
  - ・第1子の1年生の保護者と6年生で選出の保護者

#### 《規約第 29 条に関連して》

常任委員会の任務は次の通りとする。

1. 保健厚生委員会は、学校の保健・給食並びに児童の健康に関する事項につとめる。
2. 広報委員会は、広報誌を発行し、情報の伝達・意見の交換につとめる。
3. ベルマーク委員会は、ベルマークを通して教育活動につとめる。

- (細則) ①6年生のクラス委員は卒業関連の仕事はしない。
- ②サポーターに仕事をお願いすることができる。
- ③委員になっていない人(経験者も含む)は、1年間に1度はサポーターとして、PTA活動に参加するように努める。
- ④役員及び各委員は、会員及び児童の慶弔などに伴う任意の活動には関与しない。

#### 《規約第 31 条に関連して》

1. 校外指導実行委員は新2年生から新6年生の保護者(各地区4名ずつ)より12名を立候補により選出し、任務は児童の校外生活の安全と指導につとめる。

※定数12名に満たされない場合はPTAカードを参照し、委員会や本部役員の活動が未経験の保護者を中心に選出する。また、定数12名以上の立候補者がいた場合は本部役員や委員会の活動の経験回数が少ない保護者より選出する。

2. 校外指導実行委員会の各地区代表は委員会の互選により選出される。

- (細則) ①1つの登校班の人数は、各地・ブロックの中で近くに住む原則4世帯4名以上から11名以下を規定とする。
- ②1地区の登校班の数は30を限度とする。1地区(寺山・台村・森の台・中山)の登校班の数が30を超えるときは、役員会へ報告・提議し、校外指導実行委員会で協議した上、ブロック(寺山A、寺山Bなど)の分割・統合を行う。
- ③正副委員長及び校外指導実行委員の選出に関しては、次にあてはまる人は辞退できる。
- ・1人の子どもについて、3回以上常任委員をした人
  - ・役員・実行委員・校外指導実行委員・平成23年度以降推薦委員を経験した人
  - ・第1子の1年生の保護者
  - ・1人の子どもについて、2回以上常任委員をした6年生の保護者
  - ・次年度役員最終候補者
- ④校外指導委員会の地区代表(3名)と地区校外(9名)になった保護者は任期中の旗振り当番を辞退できる。
- ⑤令和6年度より校外指導委員会の地区代表(3名)になった保護者は、卒業式の前列席の確保(引き受けるお子様分のみ)

# 森の台小学校PTA慶弔に関する内規

森の台小学校PTAの慶弔に関する内規を次のように定める。

平成 11 年 2 月 8 日 実行委員会改正  
平成 14 年 6 月 5 日 実行委員会改正  
平成 18 年 2 月 21 日 実行委員会改正

## 1. 死亡及び病気、事故の場合

- (1) 児童死亡の場合・・・金 1 万円と花輪一基（役員、実行委員、学級委員が葬儀に参列）
- (2) 保護者会員死亡の場合・・・金 5 千円と花輪一基（役員が葬儀に参列）
- (3) 教職員会員の配偶者・子ども・実父母及び同居する義父母死亡の場合・金 5 千円と花輪一基(役員が葬儀に参列)
- (4) 児童の病気及び事故による 10 日以上入院の場合・金 3 千円（役員がお見舞い）
- (5) 教職員・役員・実行委員（いずれも、現職及び元職を含む）の死亡に対しては校長・副校長・役員で話し合っ  
て決めることとする。

2. 教職員の結婚は、金 5 千円を贈り、お祝いとする。

3. 教職員の退職、転任には花束を贈る。

4. 上記の項目に該当しない事項については、校長・副校長・役員で話し合い決めることとし、その結果は実行委員に報告する

《付記》・一切の返礼は受け取らない。

- ・この内規の改正は、実行委員会で行い、総会に報告する。

